

NPO 法人支援パイロット事業について

1 経緯

NPO 法人の活動基盤強化と協働のしくみづくりを推進するためのテスト事例として、平成 12 年 11 月から NPO 法人支援パイロット事業がスタートした。これまでさまざまな支援が行われているが、財政的支援については次のとおりである。

- ・平成 13 年度 保健・福祉事業分野の 5 団体の NPO 法人（総額 50 万円）
- ・平成 14 年度 保健・福祉事業分野の 5 団体の NPO 法人（総額 85 万円）
- ・平成 14 年度 公募型の補助金（総額 50 万円を予定 窓口は市民活動課）
1 月に公募実施 7 団体の応募（申請金額計 577,000 円）
交付基準等について準備会で検討の後、補助金を支出する予定

2 対象団体・活動**(1) 保健福祉部要綱の対象**

- 団体 : 保健福祉部に係る保健及び福祉分野の NPO 法人
- 活動 : 市内で継続的に活動を行う公益性の高いボランティアな保健事業又は福祉事業の活動

財政的な支援の他、情報の交換、活動の支援（共催・後援）、公の施設の提供、公共サービスにおける参入機会の提供についても規定がある。

(2) 市民活動課要綱の対象

- 団体 : 市内において公益的な活動を継続的に行っている NPO 法人
- 補助対象 : 法人もしくは独立採算の支部設立初期の運営費、イベント開催の経費、機材等購入費と、団体から提案するそれ以外の事業

3 補助額の基準**(1) 保健福祉部要綱**

ホームヘルプサービス、移動サービス、子育て支援サービスの活動時間に応じて、補助額を決定する。

(2) 市民活動課要綱

運営費補助については会員活動月数×500 円か寄附金収入の 5 分の 1（限度額 200,000 円）とし、活動費補助、機材等購入費補助、団体から提案するそれ以外の事業の補助は経費の 2 分の 1（限度額 50,000 円）としている。

4 公開

今回の補助金交付事務については、公開・公募型の補助金制度を確立するためのパイロット事業という位置付けであり、制度紹介・申請受付時などにも対象となる NPO 法人に対してその旨説明を行っている。

具体的には協働ルール ML、どこでもコミュニティ、市民活動課ウェブサイトによる公開を行うことで広く意見を募集し、同時に協働推進会議準備会において要綱の補助基準などとともに今回の申請について情報提供を行い、どのように配分を行うか、どのような補助基準が望ましいかについて議論していただく。

5 配分方法

申請金額合計が予算額を超過するため、何らかの調整が必要になるが、例として、以下のような調整方法が考えられる。

- (1) 全ての申請額を一律減額する。

$$500,000 \text{ 円 (予算額) } \div 577,000 \text{ 円 (申請金額合計) } = 0.866$$

のため、申請額に 0.866 をかけた額とする。

- (2) 運営費補助で申請した団体のみ、超過分を一律減額する。

$$77,000 \text{ 円 (超過分) } \div 427,000 \text{ 円 (該当申請金額合計) } = 0.181$$

のため、運営費補助で申請した額に 0.819 をかけた額とする。

- (3) 運営費補助以外で申請した団体のみ、超過分を一律減額する。

$$77,000 \text{ 円 (超過分) } \div 3 \text{ (申請団体) } = 25,667$$

のため、運営費補助以外で申請した団体のみ、25,667 円を一律減額する。

- (4) 保健福祉部の要綱で対象になる団体のみ、超過分を一律減額する。

$$77,000 \text{ 円 (超過分) } \div 255,000 \text{ 円 (2 団体の合計申請額) } = 0.302$$

のため、アシストやまとを 120,000 円から 83,760 円に、シニアネットワークさがみを 135,000 円から 94,230 円とする。